

商店街街路灯の市への移管について

1 目的

商店会解散に伴う街路灯の適正処理 と 街路灯の有効利用

商店会の解散に伴う所有街路灯の撤去は、金銭的負担が大きいというお声を頂いております。

また、過去には所有する街路灯を撤去することなく、放置したまま解散された事例も残念ながらございます。

そこで、解散する商店会が所有する街路灯のうち、一定の基準を満たしたものについて、市が移管を受けることで、解散後の商店街街路灯の適正処理と、街路灯の有効利用を目指します。

2 移管基準

市が移管を受ける商店街街路灯の基準は下表のとおりです。

全てを満たす必要がありますが、移管を希望する街路灯の設置環境により移管の可否が異なってくることから、移管を希望する場合は、まずはご相談ください。

商店街街路灯移管基準		
①	商店会が解散且つ継承者なし	街路灯設置者である商店会が解散する予定であり、解散後、街路灯を継承する者が不在であること。
②	公道内建柱	市で財産保有することになるため、市管理の道路上に建柱されていること。 (私有地は所有権移転等、管理上のリスクを考慮し、対象外)
③	使用ランプがLED	市管理照明灯のLED化を推進しているため、使用ランプはLEDであること。 (街路灯にPCB等の有害物質が含有されていないこと。)
④	街路灯設置基準に則っている	道路照明施設設置基準(国土交通省)、さいたま市公衆街路灯設置基準に合致していること。
⑤	街路灯の構造、材質、配線が確認できること	地中の基礎などの不可視部分を含めた街路灯の構造、材質、配線が確認できること。
⑥	電源が明確で付帯物 (他の機器等)がないこと	電源が明確で、電源に街路灯以外の接続がないこと。また、街路灯に付帯物(商店会名表示、 広告物、防犯カメラ、その他機器類)が付帯されていないこと。
⑦	灯具を共架するために必要な電柱がないこと	無電柱路線を含め、灯具を共架するために必要な電柱がなく、街路灯設置基準に定めた設置 間隔を確保するために市による建柱が必要な路線であること。
⑧	健全度が客観的に証明	小規模付属物点検要領(国土交通省)に基づく街路灯設置事業者等による点検により健全で あることが証明されていること。
⑨	電気料金の未払いがないこと	電気料金の未払いがないことを客観的資料をもとに証明できること。

◎本件についての相談先

さいたま市経済局商工観光部商業振興課商業振興係

電話：048-829-1364 F A X：048-829-1944

Mail：shogyo-shinko@city.saitama.lg.jp

3 手続きの流れについて

① 商業振興課に相談

まずは商業振興課にご相談をお願いします。その際、商業振興課より状況（解散が決定しているか、街路灯は公道上に設置されているものか 等）の確認をさせていただきます。

② 事前協議の申出

商業振興課へのご相談の後、「商店街街路灯移管に係る事前協議申出書」に以下の書類を添付のうえ、ご提出ください。

（添付書類）

- (1) 移管を希望する商店街街路灯の配置図 (2) 商店会解散の決定に関する会の議事録等の写し
 - (3) 移管を希望する商店街街路灯の構造図（電源、地中の不可視部分含む）
 - (4) 実績照会文書（電気料金支払証明書）…電力会社のカスタマーセンターに依頼で取得可能
- ※その他、状況に応じて追加の資料提供をお願いする場合があります。
※(2)(4)の提出については、⑥のタイミングで後日提出でも結構です。

③ 現場確認の同席

市役所の関係課（商業振興課、公衆街路灯担当課、道路照明担当課 等）で、移管希望があった街路灯の現場確認を行います。お手数ですが商店会の街路灯担当の方におかれましてもご同席をお願いします。

④ 移管の可否、条件をご説明します

市役所の関係課で構成される「商店街街路灯移管検討委員会」にて、移管基準と現場確認の状況を照らし合わせ、移管の可否の決定とそれに伴う移管条件の整理を行います。

その結果について、「商店街街路灯移管可否及び条件通知書」をもとに、商業振興課よりご説明をさせていただきます。

⑤ 移管条件に基づく対応

④でご説明させていただいた移管条件に基づく対応をお願いします。具体的には…

- (1) 街路灯設置事業者等による健全度調査の実施 (2) 付帯物（商店会名表示 等）の取り外し
- (3) （灯具がLEDでない場合は）LED化工事の実施 等が考えられます。

⑥ 移管条件に基づく対応の終了報告

⑤の対応が終了しましたら、商業振興課までご報告をお願いします。

併せてご対応いただいた移管条件によって、拳証資料のご提出をお願いします。

具体的には、健全度調査の結果報告書等が考えられます。

⑦ 移管の最終決定

⑥の報告内容について、市役所の関係課で構成される「商店街街路灯移管検討委員会」にて、移管の最終決定を行います。最終決定後、商業振興課よりお知らせをするとともに、移管時期のご相談をさせていただきます。

⑧ 移管（寄附）

商店会等から商業振興課に対し、「寄附申込書」をご提出いただきます。

※添付資料はこれ以前にご提出いただいたものの転用で問題ないと考えていますが、状況によって新規で資料のご提出をお願いする場合があります。予めご承知おきください。

⑨ 道路占用の廃止又は変更

北部・南部建設事務所の土木管理課に道路占用の廃止又は変更の手続きをお願いします。
廃止手続きか変更手続きかは、状況により異なるため、その際にご案内させていただきます。

○ 北部建設事務所土木管理課（西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区内の手続き）

住所：大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 6F

電話：048-646-3199 F A X：048-646-3265

○ 南部建設事務所土木管理課（中央区・桜区・浦和区・南区・緑区内の手続き）

住所：中央区下落合 5-7-10 中央区役所別館 2F

電話：048-840-6198 F A X：048-840-6265

⑩ 電力契約の変更

電力会社に対し、電力契約の契約者変更手続きをお願いします。手続き方法等、詳細につきましては、移管の最終決定後にご案内させていただきます。

4 その他

移管不可の場合は、商店会解散に伴い、商店会による撤去をお願いします。

その際は市の補助金をご利用いただくことも可能です。

予算に限りがありますので、まずはご相談ください。

◎商店街街路灯の市への移管についての問い合わせ先

さいたま市経済局商工観光部商業振興課商業振興係

電話：048-829-1364 F A X：048-829-1944

Mail：shogyo-shinko@city.saitama.lg.jp